

所得税及び復興特別所得税の 確定申告 町・道民税の申告

申告期限は
3/15 木

所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

下記の日程で還付申告の相談を行います。給与や年金から所得税等が源泉徴収されている方は申告により還付されることがあります。

医療費控除などの各種控除のある方は、必要書類などを用意し会場にお越しください。

会場	期間（土曜・日曜を除く）	受付時間
苫小牧市労働福祉センター （苫小牧市末広町1丁目15番7号）	2月16日（金）～3月15日（木）	午前9時～午後4時
日高町役場 税務課 日高総合支所 地域住民課	1月16日（火）～3月15日（木）	

所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付

下記の日程で申告の相談・受付を行いますので、必要書類などを用意し会場にお越しください。

会場	期間（土曜・日曜を除く）	受付時間
富川公会堂	2月16日（金）～2月28日（水）	午前9時～午後4時
日高町役場 厚賀出張所	3月2日（金）～3月6日（火）	
日高町役場本庁 大会議室	2月16日（金）～3月15日（木）	
日高総合支所 大会議室		

○事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、別途日程をご案内します。

○町・道民税の申告は、「所得税等の確定申告」を行った方や職場で年末調整をされた給与収入のみの方は不要です。

●青色申告の方、譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方

青色申告の方及び譲渡所得（株式・土地・家屋等）のある方、その他特殊な申告につきましては、直接下記の申告会場にて受付いただくか、苫小牧税務署へ申告書を提出してください。

申告会場：苫小牧市労働福祉センター（苫小牧市末広町1丁目15番7号）

申告期間中の混雑緩和にご協力ください

例年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。還付申告の対象の方については、1月16日から申告相談を受付けています。また、e-Taxの利用や郵送で申告するなど、混雑緩和へのご協力をお願いします。



■申告の際に必要なもの

①	印鑑	⑦	【医療費控除を受ける方】 医療費の明細書など (詳細は次ページをご確認ください)
②	本人名義の口座番号のわかるもの		
③	本人確認(番号及び身元確認)書類 ・マイナンバーカード または ・通知カード及び運転免許証など	⑧	【障害者控除を受ける方】 障害者手帳など障害の程度のわかるもの
		⑨	【寄付金控除を受ける方】 寄付金受領証明書など
④	給与・公的年金の源泉徴収票(原本)	⑩	【新たに住宅借入金等特別控除を受ける方】 ・建物や土地の登記事項証明書 ・取得価格のわかる契約書(写し) ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
⑤	国民年金・国民健康保険税等の 支払証明書または領収書		
⑥	生命保険料・地震保険料等の控除証明書		

○税務署から確定申告のお知らせがきや封筒が届いている方はお持ちください。

重要

料金を納税
書類でもなくとも
作成は自動で計算!

100-0013
千代田区税務署
3丁目1-1

国税 太郎 様

カスタマーカード

申告書の受付期間	納税期
所得税及び 住民税等 平成 年2月16日() ～平成 年3月15日()	平成 年3月15日()
消費税及び 地方消費税 平成 年1月 ～平成 年 月 日() 平成 年4月25日()	平成 年 月 日()

○税務署 100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
電話 00-0000-000

JHT 0000000001

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた方などへ確定申告書・決算書等を送付することによって送付しています。

平成 年分確定申告書の作成に必要な情報

利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金額については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

申告の種類 青色

予定納税額(合計) 9,999,999,999円

振替納税利用 国税銀行 財務支店

消費税及び地方消費税に関する事項

「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり

「課税事業者選択届出書」の提出状況 -

「課税期間特例選択届出書」の提出状況 -

中間納付税額(合計) 9,999,999,999円

中間納付減額額(合計) 9,999,999,999円

振替納税利用 国税銀行 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、標準課税(前年)の課税戻上額が1,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合は平成29年分に前出がないと見られる場合に、「1」を表示しています。

※ 1頁ごとの欄別申告を行ったおかげで中間納付税額は確定していません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「9」欄及び「2」欄に記入してください。

このお知らせは、平成 年11月1日時点の情報を基に作成しています。

税務署からのお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等での申告書作成をお願いします。

税に関するご相談は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。

電話による国税についてのご相談は、自動音声によりご案内しております。

この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。

■申告の注意事項

○確定申告期における所得税納税証明書等の交付について

確定申告書を提出後、税務署において所得税納税証明書等を交付請求された場合、申告書の処理状況によっては即日交付できない場合があります。早急に納税証明書が必要な方は、確定申告書の提出と同時に納税証明書の交付請求をされるようお願いいたします。

○確定申告書の控えについて

確定申告書の控えに税務署の受付印をもらうことにより、正式な所得の証明書類として利用できます。確定申告書の控えに税務署の受付印が押されたものが必要な場合は、返信用封筒と切手が必要となりますので、申告相談の際にご用意ください。

○未申告の場合

申告が必要な方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。

また、未申告のままでは所得証明書などを発行することはできません。